

## 議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

### 招 集

令和6年8月21日(水)午後1時 議会委員会室

### 出席委員(8名)

(委員長) 戸 田 隆 次 (副委員長) 津 田 幸 一  
岩 崎 康 朗 奥 岩 浩 基 中 田 利 幸 錦 織 陽 子  
松 田 真 哉 渡 辺 穰 爾

### 欠席委員(0名)

### 議長及び副議長

岡田議長 田村副議長

### 説明のため出席した者

### 出席した事務局職員

松田局長 田村次長 森井議事調査担当局長補佐 坂本議事調査係長

### 傍聴者

安達議員 大下議員 門脇議員 吉岡議員  
報道関係者0人 一般0人

### 協議事件

- 1 米子市議会インターネット配信運用基準(案)について

~~~~~

### 午後1時00分 開会

○戸田委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

早速ではございますが、協議事件1、米子市議会インターネット配信運用基準(案)についてを議題といたします。資料1を御覧ください。

これにつきましては先般基準案を御提示し、それに対する御意見をよなご・未来、公明党議員団からいただき、事務局の意見を付して取りまとめたものでございます。

それでは、順に説明をお願いします。

まずは、よなご・未来、松田委員。

○松田委員 よなご・未来のほうからは配信運用基準について幾つか意見をさせていただいております。資料1の上から説明をさせていただきます。

1番の趣旨、意見番号1番については、予算決算委員会については3月と9月しか配信されないが、それ以外も配信すべきではないかということで、6月と12月については、今のところ配信をしてないのでということはあると思うんですが、今後、そこをしないというところがなかなか理由としてはないと思いますし、ぜひ市民のほうに見ていただくということが必要だと思いますので、6月と12月についても配信すべきではないかということで意見をしております。

意見番号2については、2の3のところですが、議長並びに委員長の権限で、配信時間についてインターネットにより映像を配信することが不相当であるということの場合に削

除というか、配信しないということ判断できるということですが、この文面については、議長の権限というのがあまりにも大きくて、裁量権を逸脱しているのではないかということ不要ではないかという意見です。

意見番号3についても、同じような形で議長並びに委員長の裁量が大きすぎるということではないかということで、不要ではないかということで意見を上げております。

意見番号4の2と3については、新しい配信運用基準について修正をしていただいておりますので特に説明はしませんが、新しい運用基準のところ、見直し後の資料3のところですけど、そこのほうで修正をいただいているので特に説明はしません。

5についても内容について理解しましたので、事務局の意見のほうで説明をしていただいておりますので理解をしています。

ですので、意見番号1、2、3については、よなご・未来としましては見直しというか、まあ継続とかですね、条文の廃止というところで検討すべきじゃないかということです。以上です。

**○戸田委員長** ありがとうございます。

松田委員の説明は終わりました。委員の皆様の質疑、御意見がありますか。

渡辺委員。

**○渡辺委員** さっき説明をもらった2と3ですけど、「裁量権を逸脱していると考えられる」って書いてあって、先ほど松田さんでは「大きすぎる」っていう言葉を、これが違うんでね。そうすると逸脱っていうとまた考え方が違うし、逸脱というと。大きすぎっていうさっきの説明だと、また我々の取り方が違うんで。これは逸脱じゃなく、大きすぎるに変えられるっていうことですか。それが聞きたい。

**○戸田委員長** 松田委員。

**○松田委員** 逸脱と大きすぎると違うというところですけど、意味合いとすれば、この文面があると議長の自由裁量でその配信がなくなってしまうということが容易に可能になるという認識で、それで文面が不要じゃないかというところですよ。

**○戸田委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** というのは、逸脱って言ったら、この運用基準には書いてないけど、当然、地方自治法とか米子市議会会議規則とかに書いてあることに対しての規律の問題とか、地方自治法だったら規律の問題。で、そういう発言があった場合には、議長が止めることもできるし、削除をします。だからっていうのがあるんで、それが逸脱してるっていうと、法律に書いてあるんだったら、結局それから外れてるっていう取り方になるんで、僕らは読ませてもらったときにすぐ自治法とか、まあ米子市議会会議規則には書いてないですけど、自治法には規律で発言のあれが書いてあるんで。それによって、それを逸脱してるっていう法の解釈の問題なのか、ただ単に大きいって、大き過ぎるっていうと、ちょっと意味が何か曖昧模糊で分かりにくいと思ったんで、何でここを言われるのを言い換えられたかっていうのがやっぱり…。

**○戸田委員長** 松田委員。

**○松田委員** すみません、言い換えたという認識はあんまりなかったんですけど、イメージとすれば、議長なり委員長が自分の差配で、自分の判断で、特にそこのほかの意見を求めることなく配信をなくしてしまうとか、録画映像の一部削除をしてしまうというところ

が、範囲が広がっているのは、例えば議運にかけて最終決断するとか決めるとか、そういう形も出口としては必要じゃないかというところで考えております。答えになってないですか。

**○渡辺委員** まあいいけど、そういう考え方で出したっていうふうにとって、私たちもこれに対する意見というのをすればいいだけん。

**○戸田委員長** 中田委員。

**○中田委員** 渡辺委員と同趣旨だと思うんですけども、私もちょうど今奥岩委員が手元に持っている例規集には自治法と会議規則が載ってますけども、その中に議長権限での発言の制限がかけられるようになっている項目があって、で、私の解釈も、これはその制限内の、権限内の話だと思って受け止めておりましたので、それをあえてまたここで、そこをまた別なその補完するのか、どういう意味なのかちょっと分からなかったんで、その解釈が。それで私もそのことは質問しようと思ってました。それと、これはこの今の段階で両方とも、あくまでもこれはこの廃止については会議の正式な記録ではないという扱いの中での配信になってますよね。会議の残す記録とは違った扱いになっているので、余計にその上でのその慎重な判断が、その法とか会議規則の範囲内でやれることについては特段問題がないと思ったというのが私の考えです。

**○戸田委員長** ほかにございますか。

錦織委員。

**○錦織委員** 私もちょっとね、分からなかったんですけど、これは権限内の話だろうかというふうに思うと、要らないっていうことはないのかなって思うんですけど、2も3もね。これは委員長とか議長が本当に個人的に、ここは配信しませんというふうに言い切るのか、それともその前に、例えば委員会であったら委員会のメンバーの了解を得るとか、そういう段どりにはならないんですかね。現場ではどういうふうになるのか。何かこの不適切なプラカードの提出があった場合って、ぱっと出したりしたら、その場面で委員長がやめてくださいっていうふうな対応になるっていうことですかね、実際に起こったときに。

**○戸田委員長** 事務局、答弁できますか。

森井補佐。

**○森井議事調査担当局長補佐** 先ほどプラカードのお話が出ましたけど、プラカードを挙げて、委員長が静止するという格好になると思うんですが、それがちょっと收拾がつかなくなった場合に、この映像自体を削除するという格好になると思います。

**○戸田委員長** よろしいですか。

〔「はい」と錦織委員〕

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** すみません、いろいろと話が進んでからで。元に戻すみたいで申し訳ないんですけど、今回、よなご・未来さんと公明党さんから修正案をいただいて、事務局の意見を付してまた新たに前回とここで事務局案の配信の基準案を出していただいていますんで、この場で提出いただいた、よなご・未来さんと公明党さんの詳しいところは伺いたいんですけど、まあ事務局さんも含めてなんですけど。可能であれば、また新しい基準案が出てますので、今日はたくさん御意見を伺わせていただいて、その内容の細かいところを伺っ

た上で会派に持ち帰らせていただいて、再度すみません、時間がかかって申し訳ないんですけど、再度会派のほうで新しい運用基準案、どういった経緯で、どういった思いでこういうのをやっておられるのかなっていうのを本日きちんと聞かせていただいた上で、新しい基準案を会派でも協議させていただきたいと思いますが、委員の皆様と委員長、そういった形でもよろしいでしょうか。

**○戸田委員長** そうしますと整理しますけれども、この後に公明党議員団の津田委員さんから説明願って、事務局の考え方を伺って、それで集約をしてまた持ち帰って御相談させていただくという流れでよろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○戸田委員長** じゃあ、それでは進めさせていただきます。

それでは、津田委員のほうから説明を願いしたいと思います。

津田委員。

**○津田委員** 公明党議員団のほうですが、3ページからになります。意見番号ごとにうちのほう説明させていただきますけど、まず1番のところですけど、議会中継のインターネット録画配信実施要項の作成ですね。それとあと要項に基づいた議会中継・インターネット録画配信実施細則、まあ細かい部分ですね。こういう部分の基準を作成してですね、例規集に明記するというようなことを検討をいただきたいということを意見として申し上げたいと思います。一番ここが、うちの言いたいところでございます。

で、2番のところなんですけど、2番としては、要綱、細則の作成に当たってはですね、本会議、それからあと予算決算委員会全体会については、現行の実施方法を明文化することですね。それからあとは、その上で常任委員会、それから議会運営委員会、そういうところも明文化していく。それからあと特別委員会についてどうするかということも検討して明文化することを確認するというようなことを意見として申し上げたいと思います。

それからあと3番目ですけど、これについては実施要項、それから実施細則の内容ですね。それからあとそれを全議員で共有することを明文化していかなくてはいけないんじゃないかということで書かせていただいております。それでまあ、ここの矢印でちょっと書いておりますけど、自由な発言の場であるため、条件下で録画配信することになるため、そういうところが必要ではないかということでございます。

それからあと4のところについては、今度はインターネットの配信運用基準案に対する意見として書かせていただいておりますけど、この趣旨については、配信の対象となる会議について確認と表記の仕方に工夫をしてほしいということを意見として申し上げております。それであと配信時間については、予算決算委員会全体会を追加すること。それからあとは(2)のですね、不測の事態、事故等とはどういうことなのかということ具体的な例示を含めた議論をすべきではないかと。それからあと配信不適當の判断というのは、配信のこの対象会議全てを議長1人で行うのかということですね、うちもそれについても。それであとはその判断について、会議ごとの協議方法や最終責任者ってものの議論が必要ではないかということでございます。あと配信方法については、この今後の本会議の予算及び予算決算委員会の全体会の録画配信について議論をすべきではないかということと、それであと委員会については、録画配信のみですけど、この配信のスタ

ートと終了までのそういう範囲の確認というのが必要ではないかというところですか。あと映像のその取扱いについてなんですけど、議員個人の信条の発言を制限できるものではなく、発言内容の責任については、全議員の見識を深めていく必要があるのではないかと、ところをちょっと書かせていただいております。あと録画映像の一部削除というところについてなんですけど、録画映像というのは、映像だけではなく音声について確認と、その表題の検討というのが必要ではないかと。あと音声の削除対応については、議事録に準じるものとなるのか否かというのを確認が要るのではないかと。それで本会議ってというのが閉会までの申出で会議に確認、それからあと議長の対応というのを、それで委員会ってのはどうなのかというところがちょっと上げさせていただいております。それからあと特にこの閉会中、委員会の発言については、開会後の対応についてっていうのも議論が必要ではないかというところがございます。ここをちょっとあれなんですけど、特にもう閉会後の申出がどうなのかというところが、ちょっとあります。それでもう一つが、削除の箇所については削除対象がQ&Aにわたる場合もあるということで、この議論と表記が必要ではないかというところがございます。次なんですけど、録画配信の開始時期及び期間というところで、本会議も含めて全ての回がおおむね5日後でよいのかどうかというところが、まあその辺ですね。それからあと転載等の禁止ということで、転載等の許可は誰が行うのかのというところの議論が必要ではないかと。あとは免責事項について故意に転載、それからあと変更された場合の市議会の対応についても議論をして表記しておく必要があるのではないかと。それから最後になりますけど、施行期日等については、適用は施行日以降のみとし、施行日以前のもの対象外とすることっていうのは、そういうところが意見として出ました。

**○戸田委員長** ありがとうございます。

それでは引き続き森井担当課長補佐、事務局の考え方をお願いします。

森井補佐。

**○森井議事調査担当局長補佐** では、順次御説明させていただきます。資料1の1ページからになります。

まず、よなご・未来さんに対する意見ですね、これに対する事務局の意見というか、考え方を記載しております。まず、意見番号1番ですが、これは基準案では現状を記載しているということです。6月及び12月を配信するのであれば、別途協議・決定が必要でありますということです。

それから意見番号2番、これにつきましては、本会議については議長、委員会については委員長として、2の(3)を修正するというようにしております。(1)(2)以外の事案が発生した場合に速やかに対応するために、この2の(3)というのは設けております。議長、委員長の自由裁量ではなく、不相当と認めるときに限るということです。秘密会とするまでもなく、生配信に当たり、配信しないほうがよい場合ということでもあります。

それから意見番号3です。これは本会議については議長、委員会については委員長とし、5の(3)を修正することとします。それから本項目は、音声を含む録画映像を対象としてまして、2の(3)配信時間は、生配信を含めるものとして区別しております。それから(1)(2)は、申出の部分は映像は削除せずに無音処理といたします。それから(3)は、(1)(2)以外の事案が発生した場合に速やかに対応するために設けておまして、

映像自体を削除することといたします。例として、不適切なプラカードの掲出があった場合などと記載しております。

それから2ページ目に移ります。意見番号4ですが、これは予算決算委員会の総括質問の開議、開く、会議を開くということですね。その日の会議を開くから、散会、その日の会議を閉じるまでの間について配信を行うので、1趣旨、これは総括質問ということで書いてましたけど、これ「総括質問が行われるものに限る」に修正することといたします。それから、同じく4の3の配信方法ですが、3月と9月の予算決算委員会の総括質問日に係る配信は生配信を行っているので、3の(2)は修正することといたします。

それから意見番号5ですが、これは法務担当と協議の上、3の(1)ですね、会議の開催といたしました。これ開議は、開く会議ですね、始まりのポイントの部分のみを意味し、開催は始まりからずっと継続している部分を意味するとのことでございます。

続きまして、公明党議員団さんに対する事務局の意見、考え方を説明いたします。

意見番号1番です。これは実施要領及び実施細則に定める内容が不明であるため、必要性が判断できないと考えております。必要な項目はこの基準案に追加して定めることといたしたいと思っております。それから実施要領、実施細則及び運用基準について、3つとも同じような内容のものをつくることは効率的ではないと考えております。それから運用基準は米子市議会関係例規集に掲載したいと考えております。それから運用に伴い現時点で想定できていないことが発生する可能性もあるため、ある程度柔軟で基本的な事項についてのみのものとし、必要に応じてその都度協議をすることといたしたいと考えております。

それから意見番号2番です。1趣旨の委員会には、全ての委員会（議会運営委員会、常任委員会、特別委員会）が包含されておまして、会議規則上協議等の場である広報広聴委員会は含まないものとしております。2の(3)、5の(3)を「議長（委員会については委員長）が」に修正したいと思っております。

次、4ページ目になります。意見番号3になります。これは運用基準を米子市議会関係例規集に掲載することで共有したいと考えております。

それから運用基準案に対する意見です。これ意見番号4番になります。1の趣旨ですが、これは法務担当と協議の上、現行の表記となりました。それから、配信時間です。6月及び12月を配信するのであれば、別途協議・決定が必要ということとございます。同じく配信時間の真ん中ですが、録音・録画機器に不具合があり、録画できなかった場合などに、この不測の事態、事故等というのを当てはめて考えております。それからその下ですが、委員会については委員長が行うこととし、修正したいと思っております。関係者による事前の協議を行い、最終的には議長、委員会については委員長による判断となることを想定しております。それから3配信方法ですが、現行は本会議（各個質問等）及び予算決算委員会全体会（3月と9月の総括質問の日）は、会議の開議から散会まで生配信及び録画配信を行っております。予算決算委員会全体会（6月及び12月の総括質問の日）については、別途協議・決定が必要でございます。

次、5ページ目になります。業者の編集終了後、配信前に事務局が確認することを想定しております。編集内容は、会議の開議前、休憩中及び散会後はカットするというところで考えております。それから映像の取扱いでございますが、これは各自、各党派等をお願いしたいということとございます。それから5番、録画映像の一部削除でございますが、1

趣旨においては、映像には音声を含むものとしております。それから議事録に準ずるものになるか否かの確認ということですが、これは準ずるものとなると考えております。それからその下ですが、「本会議は、閉会までの申し出→議会に確認→議長対応している。委員会は？」ということですが、委員会では、委員会の許可を得て、当該発言を取り消しする。それから過去に定例会の委員会での発言を、発言者の申し出により定例会最終日に委員会の許可を得て取り消した例がございます。また、次ですが、会期中または閉会中において、申し出に対して録画配信までに委員会が開かれなかった場合には、5の(3)をもって削除ことを想定しております。それから次の削除の箇所について、Q&Aにわたる場合もあるかということですが、委員会の許可を得た後、委員会の会議録における当該発言に係るQ&Aを、委員長判断により全て削除した例がございます。会議録に準じて音声を削除することとなります。

次、最後6ページ目になります。録画配信の開始時期及び期間でございますが、おおむね5日後でよいかということですが、令和6年7月4日の定例会閉会後の議会運営委員会で一応確認を済ましております。それから転載等の禁止でございますが、これは議長または委員会については委員長を想定しております。これは併せて修正いたしたいと思っております。それから9番、免責事項でございますが、基準案には必要最低限のことを記載し、問題が生じた場合、その都度協議を行うこととしたいと考えております。最後、施行期日でございますが、現在配信している本会議の映像もこの基準の適用とするため、施行日以前のものも対象といたしているところでございます。以上が事務局の考え方でございます。

**○戸田委員長** あわせて資料3を説明してください。

**○森井議事調査担当局長補佐** 資料3を御覧いただけますでしょうか。米子市議会インターネット配信運用基準案として以前お示ししたものを、よなご・未来さんとそれから公明党議員団さんの意見を踏まえまして修正をかけております。

まず、1の趣旨でございますが、5行目ですね、黄色でお示ししておりますが、「総括質問」という具合に書いておりましたが、ここは「総括質問が行われるものに限る」ということで修正しております。それから2の配信時間についてでございますが、(3)になります。議長、それから括弧で、「(委員会の会議については、委員長)」という具合に、委員長の権限について記載しました。それから3の配信方法でございます。(1)でございます。ここに、委員会の会議(予算決算委員会(全体会)にあつては、3月及び9月に開催される会議(総括質問が行われるものに限る。)に限る。)という具合に入れております。

それから次のページになりますが、5の録画映像の一部削除でございますが、ここにも委員会の場合、委員長の権限ということで、5の(3)です。「(委員会の会議については、委員長)」という具合にここに挿入しております。それから8番の転載等の禁止。ここにも委員長の権限ということで、「(委員会の会議については、委員長)」という具合にここに挿入しております。以上が説明になります。

**○戸田委員長** ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては会派にお持ち帰りいただいて。

(「ちょっと質問。」と松田委員)

質問ですか。

松田委員。

○**松田委員** 質問です。事務局にちょっと伺いたいんですが、資料3のところの2の(3)の、インターネットにより映像を配信することが不相当であると認めるときというのは、具体的にはどういうケースを想定されているのか、もう一回確認したいんですけど。

○**戸田委員長** 坂本係長。

○**坂本議事調査担当係長** 具体的な例なんですけれども、ここにも意見として書いてるんですけども、秘密会とするまでもなく、生配信に当たり、配信しないほうがよい場合ということで、これまであまり例がなかったんですけども、例えば一部個人情報を秘密会とするまでもなく、一部資料など個人情報を取り扱う場合など、というのをちょっと想定しております。想定以外にも上がってくることも予想されますので、この(3)につきましては、その(1)(2)以外の事案が発生した場合にも対応ができるようにということで、(3)につきましては用意している項目になります。以上です。

○**戸田委員長** よろしいですか。

松田委員。

○**松田委員** そうすると、例えば個人情報を取り扱っている、個人情報が出てしまうような会議があった場合に、この一部削除とはまた違うわけですかね、5番のところの。録画映像の一部削除とは意味合いが異なるということ、いう認識でいいですか。

○**戸田委員長** 坂本係長。

○**坂本議事調査担当係長** 2番のほうと5番のほうとの区別につきましては、5番のほうは録画映像だけを対象にした項目になりまして、2番のほうが生配信を含めた映像のことを対象にしております。具体的なその個人情報なんですけれども、一部ちょっと個人情報が出るかもしれない可能性も含めて秘密会とするまでもなく、配信はやめたほうがいいんじゃないかっていうような例をちょっと想定しております。以上です。

○**戸田委員長** よろしいですか。

渡辺委員。

○**渡辺委員** 5ページの4。先に公明党さんにお聞きしたいんですけど、これ発言内容ですよね。全議員の見識を深めておく必要があるのではと御意見がありますけど、見識というのは、どこまでどういう範囲なのかと。言えはすよ、先ほどの松田委員のあれもあるんですけど、当然、議案の中の個人情報等は発言の中に出ても問題ないですよ。昔はいろんな報告案件の中で、事故のこととかというのは全部個人情報が出てるんですよ。だけど、やっぱりそれは出さないということで、米子市在住のA氏とかになるんですよ。ただし、議員の見識というのがどういうのか分かんないんで、これは見識外ですよって、例えばそういう議案にはないけど、米子のA社はこんな会社だよって発言する人もいますよ。そういうのも含まれているのかどうなのかということも含めて、それで事務局の意見というのは、各自、各会派で見識を深めてくださいというような回答でしたよね。各自、各会派で見識の範囲とか項目が違えばあまりいいことないって、そこをお聞きしたい。

○**戸田委員長** 津田委員。

○**津田委員** ちょっとここはですね、新人の、我々みたいな新人議員で、ちょっと実をいうと言い方があんまりよくないとか、そういうようなことですね、ちょっと見識というような言葉を使っておりますけど、どういう言い方がいいのかっていうのは、ちょっとそ

うやって問われると、私自身も見識というのがどこまでかっていう物差しというのはちょっとないんですけど。言い方としては、我々は本当に新人議員で、全くその言い方について全然問題ないと思っていることが、実を言うとそれは違いますよってというようなことをとかですね、例えば。そういうような意味合いなんですね。

○**戸田委員長** 渡辺委員いいですか。

○**渡辺委員** 同じことってことでしょ。

○**戸田委員長** いいですか。

奥岩委員。

○**奥岩委員** すみません、渡辺委員と津田委員がお話されている横で申し訳ないんですけど。見識という表現で気になって入れてはいただいているんですけど、そもそものところ我々議員の責務としてはということで、皆さん御存知の議会基本条例ですとか倫理条例のところでも触れておりますし、それを前提で皆さん会議に臨んでおられると思いますので、あえてこの配信運用基準ところに何かを記載してという必要はないかなと考えておまして、多分、事務局もそういったところを踏まえて、今回は触れておられないかなと考えますので、渡辺委員質問されたんですけど、個人的には皆さんも承知の上で会議に臨んでいるっていうふうには考えております。

○**戸田委員長** 渡辺委員。

○**渡辺委員** 奥岩さんのそういう意見も、まあしかりなんですけど。ただ、映像で流れるときにある程度、僕はこれ見識というのは議員として言い方というより、言っていることと悪いことを含めて共通認識を持たないけんことを言っておられるのかなと思っていて。その例えを先ほど言ったんです。結局、議案の処理もないのに、さっきの倫理法どうこうの倫理法すれすれなんですね。そうすると、A社はこんな悪いことしてますよっていうのに対しては、見識があるっていうのは、当然その証拠を提示して発言しなければならないとか、そういうことを各自でやらせるのか、それともある程度のところが必要なのかってことで申し上げてると思うんですけど、そうじゃなくて、どうもしゃべり方の問題とか。そうじゃない、そうじゃないの。言い方の問題だって言われるんで、じゃあそういうところを会派に持ち帰ればいいんですねということですよ。

○**戸田委員長** 津田委員。

○**津田委員** すみません、渡辺委員の言われるように、そういう部分も含めてのことなんですけれども、言い方、それからあとはそういうA社B社とか、そういうことも全部合わせてのことなんですけど、あえてそれを議員としては当然のことなんだと。こういう見識っていうのはもう当然のことだから、あえてもうここに載せる必要がないと、皆さんで協議してそれがおっしゃられるのであれば、当然載せる必要はないと思っておりますけど。ただ、私たちが言ったことについて、意見を述べたことについて、私が言ったから、あ、本当か、っていうことで載せるとかではなくて、皆さんで協議した上で、これは別にもうその議員としても当然のことなんだと言われるのであれば、載せる必要がないと考えております。

○**戸田委員長** 中田委員。

○**中田委員** 今の議論の中でも明らかというか、要はいろんな心配事があるんですよ、そういうね。例えば議会の会議という公の、この米子市の議会の会議という場で発言すべ

きこととしてそれが適当なのかどうなのかというのは、さっき渡辺委員が言われたように、例えば実証性のないこと、あるいは単なる噂話みたいなこととかいろいろあると思うんですよ。会議規則のほうですかね、発言の品位だとか、自治法だったかな、何か。

(「倫理規定…」と声あり)

あるよね。それで、例えばあの中には無礼な発言とか、他人の私生活に関わる発言を制限したりとかいうようなやつもありますよね。他の基準の中で、そういうことが明文化されていることも踏まえて、踏まえた上で、この運用するための基準の中に明文化することとして必要なかどうかというところを整理して考えないと、心配事を全部入れたら、いろんなことが条文化しないといけなくなってしまうと思うんですよ。ですから、この条文を作ることと、それからこの施行に当たって、議員として認識すべき問題点をどういう形で抽出して再徹底を図るかっていうことは分けて考えないと、なかなかこの基準のところ膨らむ一方になるのではないかと。ただし問題意識は持つておく必要が私はあると思います。過去でも、訴えられてもおかしくないなと思うような発言があったりとかですね、いうのはあります。結局あるので、やっぱりそこに対してはどのような取組があわせて必要なかということと分けて、この条文化する部分についての検討を進めるべきだと私は思うんですけど。

**○戸田委員長** 渡辺委員。

**○渡辺委員** いろんな委員会でも、これは駄目だろうと、ただし今の規則とかでは、その範囲内か範囲外というのは非常に分かりづらい。委員長が采配する。だから、ここは明文化するんでなくて、各自、会派でお願いしたいという事務局の答弁ですけど、ある程度こういう発言は控えていただきたいというのぐらい共通で出しておかないと、うちの会派はこれはオーケーでしたよっていう話じゃないんじゃないのかなと思って聞いているということです。よろしくお願いします。意見です。

**○戸田委員長** ほかにございませんか。

松田委員。

**○松田委員** 最初の説明で少し漏れてたところもあって、もう一度、会派としての意見を整理して言うておきたいんですけど、よろしいですか。

意見番号1については説明させていただいたんですけど、意見番号2のところについては、議長権限が大きすぎるんじゃないか、まあ逸脱と書いてありますけど、大きすぎるんじゃないかという認識がありまして。例えばこの文面だと、議長、委員長の自由裁量を見てとれるので、議運なりで協議した上で配信時間についても決めたほうがいいんじゃないのか、配信するかどうかっていうのを決めるべきではないかというところなんです。あと意見番号3についても、同じく自由裁量が議長とか委員長の自由裁量と見てとれる文章なので、こちらについても、やっぱりこのままだと議長の判断、委員長の判断のみで一部削除ということが可能だと見てとれるので、こちらのほうについても削除が理想的ですけども、この文面、議運なりにかけて決めることが妥当じゃないかということが意見があります。あともう一つすみません。最初に説明してなかったんですが、5番の録画映像の一部削除の文言については、(1)で地方自治法云々ということが書いてありまして、ここの項目のところ記載してあるので、(2)については、議長が必要と認めるときには音声削除できるということですけど、5の1の文面で十分押さえられているんじゃないかということで、ここ

の2については不要ではないかなという意見です。以上です。

○戸田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 ないようですので、この件につきましては、会派に持ち帰りいただいて、8月27日に予定しております議会運営委員会で引き続き協議をしたいと思います。

委員の皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○戸田委員長 以上で、こちらで用意した案件は終了となります。委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と声あり〕

○戸田委員長 事務局から何かございますか。

〔「ございません」と声あり〕

○戸田委員長 正副議長から何かございますか。

〔「ございません」と声あり〕

○戸田委員長 それでは、以上をもちまして議会運営委員運営委員会を閉会いたします

**午後1時45分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 戸田隆次